

矢板市水道事業給水停止に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、矢板市水道事業給水条例（平成10年矢板市条例第3号。以下「条例」という。）第35条第1号の規定による給水停止のうち、条例第24条の料金が指定期限内に納入されない場合の手續きについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 水道料金 条例第24条に規定する料金をいう。
- (2) 指定期限 水道料金を納付する期限として管理者が指定した日をいう。
- (3) 使用者 条例第23条の水道の使用者をいう。
- (4) 滞納使用者 使用者のうち、水道料金を指定期限までに納付せず、かつ、指定期限後も納付していない使用者をいう。
- (5) 滞納水道料金 水道料金のうち、指定期限後において納付されていない水道料金をいう。
- (6) 分納中使用者 第5条第2項の水道料金分割納付誓約書を提出した使用者をいう。

(督促及び催告)

第3条 管理者は、滞納使用者に対し指定期限の翌日から起算して40日以内に、新たな指定期限（以下「督促指定期限」という。）を指定して滞納水道料金の納付を督促するものとする。

2 管理者は、督促指定期限までに滞納水道料金を納付しなかった滞納使用者に対し、督促指定期限の翌日から起算して10日以内に、新たな指定期限（次条第2項において「催告指定期限」という。）を指定して滞納水道料金の納付を催告するものとする。ただし、管理者が特に必要と認めるときはこの限りでない。

(納付の相談)

第4条 管理者は、いつでも使用者から水道料金の納付に関する相談を受けることができるものとする。

2 管理者は、督促指定期限又は催告指定期限までに滞納水道料金を納付しなかった滞納使用者に対し、滞納水道料金が確実に納付できる方法に関する相談を行わなければならない。

(分納)

第5条 管理者は、必要があると認める場合に限り、使用者に水道料金を分納（管理者が指定する

方法で分割して納付することをいう。以下同じ。) させることができる。

2 管理者は、水道料金を分納させる場合には、使用者に次に掲げる事項を記載した水道料金分割納付誓約書(以下「分納誓約書」という。)を提出させなければならない。

- (1) 分納することとした水道料金の総額
- (2) 納付期間及び納付回数
- (3) 分割した水道料金ごとの指定期限
- (4) その他管理者が必要と認める事項

3 前項第3号の指定期限のうち最終の期限は分納誓約書の提出の日から2年以内の日とする。

4 分納することとした水道料金以外の水道料金については、当該水道料金の指定期限までに納付しなければならない。

(再分納)

第6条 管理者は、特に必要があると認める場合に限り、分納中使用者に分納水道料金(分納することとした水道料金のうち、納付が済んでいないものをいう。以下同じ。)を再び分納させることができる。この場合において、管理者は、分納水道料金及びそれ以外の水道料金を合算して分納することを認めることができる。

(給水停止対象者の指定)

第7条 管理者は、次のいずれかに該当する使用者を給水停止対象者に指定するものとする。

- (1) 滞納使用者であって、第4条第2項に規定する納付の相談に応じようとししないもの
- (2) 分納中使用者であって、次のいずれかに該当するもの
 - ア 第5条第2項第3号の指定期限までに分納水道料金を納付しなかった者
 - イ 分納水道料金以外の水道料金を指定期限までに納付せず、かつ、第3条の督促又は催告をされてもなお当該水道料金を納付しない者
- (3) 過去2年以内に給水を停止されたことがある滞納使用者であって、第3条の督促又は催告をされてもなお当該水道料金を納付しないもの
- (4) その他管理者が特に必要と認めたもの

2 管理者は、給水停止対象者が滞納水道料金を全額納付した場合は、当該指定を解除するものとする。

(給水停止の予告通知)

第8条 管理者は、給水停止対象者に対し、指定をした日の翌日から起算して10日以内に、次に掲げる事項を記載した給水停止予告通知書により給水の停止を予告するものとする。

- (1) 給水停止対象者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (2) 給水を停止する予定の日
- (3) 給水を停止する場所
- (4) 滞納水道料金の総額
- (5) その他管理者が必要と認める事項

2 前項第2号の給水を停止する予定の日は、給水停止の予告の通知の日の翌日から起算して20日以内の日を管理者が指定するものとする。

(給水停止の執行)

第9条 管理者は、給水を停止する予定の日の前日までに滞納水道料金が全額納付されていない場合には、当該予定の日に給水の停止を執行するものとする。

(給水停止の執行の保留等)

第10条 前条の規定にかかわらず、管理者は、給水停止対象者が給水を停止する予定の日の前日までに滞納水道料金の一部を納付し、かつ、残りの滞納水道料金について分納することを認めた場合には、給水の停止の執行を保留することができる。給水停止対象者が給水の停止の執行後に滞納水道料金の一部を納付し、かつ、残りの滞納水道料金について分納することを認めたときもまた、同様とする。

2 管理者は、前項の規定により給水の停止の執行を保留した場合には、給水停止対象者に残りの滞納水道料金について分納誓約書を提出させるものとする。

3 管理者は、前項の規定により提出された分納誓約書に基づき分納水道料金が全額納付された場合には、給水の停止の保留を中止し、給水停止対象者の指定を解除しなければならない。

4 給水停止対象者が第2項の規定により提出した分納誓約書による分納水道料金を指定期限までに納付しなかった場合又は分納水道料金以外の水道料金を指定期限までに納付しなかった場合には、管理者は、給水停止の予告を通知することなく、給水の停止を執行するものとする。

(給水停止の解除)

第11条 管理者は、第9条の規定により給水を停止された者が次の各号のいずれかに該当したときは、給水の停止を解除する。

- (1) 滞納水道料金を完納したとき。
- (2) 分納誓約書に基づく分納水道料金を全額納付したとき。
- (3) その他管理者が特に必要と認めたとき。

(給水停止の執行中の使用者等の変更)

第12条 給水停止の執行中は、水道の利用者の変更及び第9条の規定により給水停止の措置をされた給水装置の所有者の変更は、認めないものとする。

(法的措置対象者の指定)

第13条 管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、法的措置対象者として指定するものとする。

- (1) 給水の停止を執行されてもなお、滞納水道料金を納付しようとしがない場合
- (2) 滞納水道料金を2年以内に完納できる見込みがない場合
- (3) その他管理者が法的措置対象者として指定することが適当と認める場合

(給水契約の解除)

第14条 管理者は、前条の規定により指定した法的措置対象者に対し、指定をした日の翌日から起算して10日以内に、次に掲げる事項を記載した給水契約解除予告通知書により給水契約の解除を予告することができる。

- (1) 法的措置対象者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (2) 給水契約を解除する予定の日
- (3) 滞納水道料金の総額
- (4) その他管理者が必要と認める事項

2 前項第2号の給水契約を解除する予定の日は、給水契約解除予告の通知の日の翌日から起算して10日以内の日を管理者が指定するものとする。

3 給水契約を解除する予定の日の前日までに滞納水道料金を全額納付されていない場合は、管理者は、当該予定の日に給水契約を解除するものとする。

(法的措置による債権回収)

第15条 管理者は、債権の保全上必要があると認めるときは、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第275条に規定する和解の申立て、同法第368条に規定する少額訴訟、同法第383条に規定する支払督促の申立て又は民事調停法（昭和26年法律第222号）第2条に規定する調停の申立てのいずれかを行い、債権の回収に努めるものとする。

2 管理者は、法的措置による債権回収を行う場合には、あらかじめ法的措置対象者に対し訴訟手続移行予告通知書兼催告書を送付しなければならない。

3 管理者は、民事訴訟法第383条の規定による支払督促の申立てを行った後に法的措置対象者が同法第386条第2項に規定する督促異議の申立てをした場合は、訴訟の手続きに移行するものとする。

(特例措置)

第16条 管理者は、使用者が生活困窮者（生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第2条第1項に規定する生活困窮者をいう。）であって特に必要と認める場合には、この規程の規定にかかわらず、給水の停止の保留その他の管理者が必要と認める特例的な措置（以下この条において「特例措置」という。）を適用することができるものとする。この場合において、管理者は、特例措置を適用した使用者と他の使用者との均衡を失することがないように十分配慮しなければならない。

（私人委託の場合の事務処理）

第17条 管理者は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定による公金の徴収又は収納の事務を私人に委託した場合は、原則としてこの規程に基づき事務処理を行わせるものとする。

（様式）

第18条 この規程の執行に必要な様式は、別に定める。

（委任）

第19条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行前に発生した滞納水道料金については、この規程の施行の日に指定期限が到来したものとみなして、この規程の規定を適用する。